

福岡市公報

令和7年12月22日 第7199号(別冊7)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目
規次一
則

ページ

○福岡市議会の各会派に対する職員雇用費の交付に関する規則の一
部改正 (第101号) 1

規則

福岡市議会の各会派に対する職員雇用費の交付に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年12月22日

福岡市長 高島宗一郎

福岡市規則第101号

福岡市議会の各会派に対する職員雇用費の交付に関する規則の一部を改正する規則

福岡市議会の各会派に対する職員雇用費の交付に関する規則 (昭和47年福岡市規則第129号) の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(交付額等)」に改め、同条第1号ただし書及び第2号ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例又は条例に基づく規則の改正により前項第1号から第5号までに規定する雇用費の額を改定する時期については、条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）の給与改定の時期の例による。

第5条第1項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前条第4号」を「前条第1項第4号」に改め、同条第3項中「前条第6号」を「前条第1項第6号」に改める。

第6条中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改める。

附則に次の1項を加える。

(雇用費の内扱)

3 条例又は条例に基づく規則の改正により第4条第1項第1号から第5号までに規定す

る雇用費の額を増額して改定した場合においては、当該改定に関する改正された条例又は条例に基づく規則の規定の適用の日（当該適用の日が2以上ある場合にあつては、これらのうち最も早い日）以降に交付された雇用費は、当該改定後の雇用費の内扱とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。